

「自転車活用推進計画」という言葉を耳にされたことがあるかと思います。

同計画は、平成 29 年 5 月施行の自転車活用推進法（*）に基づき「自転車の活用を総合的・計画的に推進する」として、平成 30 年 6 月に閣議決定されたもので、以下 4 つの目標と実施すべき施策が記載されています。

- 1) 「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」
- 2) 「サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現」
- 3) 「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」
- 4) 「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」

上述は国の方針をまとめたものですが、同法では各都道府県、市町村でも各地の実情に応じて計画を定めるよう努めることが規定されているため、これを受け各自治体で策定された計画が公表され始めています。

国土交通省のホームページでは、“地方版自転車活用推進計画”が策定された自治体とその内容が紹介されています。（以下 URL ご参照）

https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/jitensha_katsuyo/

同法には「自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策」として、15 もの項目が挙げられています。

この中には「自転車専用道路等の整備」、「交通安全に係る教育及び啓発」など、自転車の安全利用のために極めて重要な項目が含まれます。

各自治体の計画をみると、これらに関する具体的な計画も盛り込まれていますので、各自治体による確実な実行、計画の完遂に期待したいものです。

また同法では、国民の責務として、国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力が定められています。

自転車を利用しやすい環境づくりのため、国や自治体にインフラ整備を進めてもらうだけでなく、すべての国民が意識的に参画することも大切になってくるのではないのでしょうか。

- * 自転車の活用による環境負荷の低減など新たな課題に対応するため、交通安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念としている

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過去に配信したメルマガは、以下 URL よりご覧になれます。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>